

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況(平成23年度)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出 日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出 の有無
財団法人 毎日書道会	芸術文化振興基金助成金 (「第20回国際高校生選抜書展」に対して)	1,700,000		5/24		特財	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。 ・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有
社団法人 全日本合唱連盟	芸術文化振興基金助成金 (「2011子どもコーラス・フェスティバル」に対して)	1,600,000		6/22		特社	国所管		有
社団法人 全日本川柳協会	芸術文化振興基金助成金 (「全日本川柳2011年仙台大会」に対して)	600,000		6/22		特社	国所管		有
公益財団法人 サイトウ・キネン財団	芸術文化振興基金助成金 (「2011 サイトウ・キネン・フェスティバル松本」に対して)	8,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2011<MUSIC TODAY21>」に対して)	16,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (サントリー芸術財団コンサート〈作曲家の個展2011「三輪眞弘」〉に対して)	4,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団コンサート TRANSMUSIC 音楽のエッセンツィア“現代音楽の楽しみ方” 中川俊郎を迎えて」に対して)	2,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 ジェスク音楽文化振興会	芸術文化振興基金助成金 (「第32回霧島国際音楽祭2011」に対して)	8,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 すぎのこ芸術文化振興会	芸術文化振興基金助成金 (「どろぼうのなみだ」全国巡回公演 に対して)	2,500,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (日生劇場ファミリーフェスティバル2011 宮本益光とクラシックコンサート! ベートーヴェンと行く「アリスのおんがく旅行」 に対して)	6,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (青少年のための「日生劇場オペラ教室」第32回公演/ NISSAY OPERA 2011 オペラ「夕鶴」(鈴木啓介氏追悼公演) に対して)	9,500,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 現代人形劇センター	芸術文化振興基金助成金 (デフ・パペットシアター・ひとみ結成30周年記念作品『森と夜と世界の果てへの旅』初演および四国・九州・沖縄ツアー に対して)	3,500,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 大槻能楽堂	芸術文化振興基金助成金 (「大槻能楽堂自主公演能 ナイトシアター 平家物語裏エピソード」 に対して)	1,300,000		7/4		公財	国所管		有
公益財団法人 東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「コンポージアム2011」 に対して)	7,000,000		7/4		公財	国所管		有
公益社団法人 日本バレエ協会北海道支部	芸術文化振興基金助成金 (「第33回全道バレエフェスティバル・イン・サッポロ」 に対して)	4,600,000		7/4		公社	国所管		有
公益社団法人 能楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「公益社団法人能楽協会 九州支部 普及公演 クリスマス能」 に対して)	700,000		7/4		公社	国所管		有
財団法人 アフィニス文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「アフィニス夏の音楽祭 2011 広島」 に対して)	9,000,000		7/4		特財	国所管		有
財団法人 関信越音楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「第32回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバル」 に対して)	10,000,000		7/4		特財	国所管		有
財団法人 文楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「文楽地方公演 10月・3月 (全国)」 に対して)	29,000,000		7/4		特財	国所管		有
社団法人 教育演劇研究協会/劇団 たんぽぽ	芸術文化振興基金助成金 (「小規模小学校巡回公演」 に対して)	5,000,000		7/4		特社	国所管	有	
社団法人 日本演奏連盟	芸術文化振興基金助成金 (「日本演奏連盟第23回クラシックフェスティバル ~フランツ・リストと同時代の巨匠たち~[リスト生誕200年記念]」 に対して)	2,000,000		7/4		特社	国所管	有	
社団法人 日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金 (「高校生・中学生のための巡回公演」 に対して)	25,000,000		7/4		特社	国所管	有	
社団法人 日本児童演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「児童演劇地方巡回公演 (僻地・離島公演)」 に対して)	21,000,000		7/4		特社	国所管	有	
社団法人 国際演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (ITI 世界の秀作短編研究シリーズ 「ドイツ現代演劇」連続公演 に対して)	1,100,000		7/28		特社	国所管	有	

【記載要領】
 (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
 (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
 (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
 ※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。